

## 視覚障がいのある人が銀行を利用する際の配慮に係る検討会（第 2 回）資料

### 代筆の取扱事務について

1. 視覚障がいのあるお客さまを窓口で受付の際は、「同伴者の有無」・「自書の可否」・「代筆した内容が確認できるか」を確認させていただきます。
2. 「同伴者が有」の場合は、「視覚障がい者ご本人による取扱を希望されるのか」、「同伴者により各種帳票の記入等を希望されるのか」を確認させていただきます。
3. 「視覚障がい者ご本人による取扱を希望された」場合で、視覚障がいのため、お客さま自身が自署または自書できない場合は、ご本人確認資料を提示頂いた上で、弊行行員による各種帳票への代筆の取扱をさせていただきます。その場合は、必ず受付者・担当役席者の 2 名で対応いたします。  
ご本人確認として『障害者手帳』を確認させていただきます。  
持参していない場合は、他の各種身分証明書または、登録の住所等を口頭で確認させていただきます。
4. 代筆対象の帳票を明確にしました。  
代筆対象の帳票は、新約申込書・入金伝票・払戻請求書・解約請求書・振込依頼書・納付依頼書・両替依頼書・キャッシュカード暗証届出書・諸届（喪失・変更）としました。

### 窓口振込手数料について

1. 当行キャッシュカードの発行先であり、かつ『障害者手帳』を提示して頂いた場合は、窓口振込手数料を A T M キャッシュカード利用時の手数料と同額とします。
2. 『障害者手帳』以外の本人確認資料を提示して頂いた場合は、通常の窓口取扱手数料となります。  
ただし、『障害者手帳』の保有が明らかな場合は、役席者の承認の上、A T M キャッシュカード利用時の手数料と同額とします。

以上